

2025年度

福山市南本庄四丁目外4か町 地内

管路施設巡視点検調査業務委託(7-2)実施設計書

委
託
概
要

巡視
取付管カメラ調査

L=8.4km
N=792箇所

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-07.09.01(0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	L 下水維持管理		
	当世代	前世代	
工種区分 施工地域・工事場所区分 積雪寒冷地域の区分 緊急工事区分	04 管路施設調査工 02 一般交通影響有り(2) 00 補正なし 00 通常工事 0.0%		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
管路施設調査工					YLA02 レベル1
巡視・点検工	1	式			YLA0203 レベル2
巡視・点検工	1	式			YLA020301 レベル3
巡視・点検工	1	式			YLA02030101 レベル4
巡視工		式			V0001 00
取付け管TVカメラ調査工	8,400	m			単第0 -0001 表
報告書作成工	792	箇所			単第0 -0003 表
報告書作成工	1	式			YLA0206 レベル2
報告書作成工	1	式			YLA020601 レベル3

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
報告書作成工					YLA02060101レベル4
		式			
【桁等購入費】					#0040
報告書作成（取付け管TVカメラ調査）					V0007 00
	792	箇所			単第0 -0006 表
安全費					YZZ0104 レベル2
	1	式			
安全費					YZZ010401 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					YZZ01040101レベル4
		人			
交通誘導警備員B 2人配置					R0369 00
	40	人			
交通誘導警備員B 1人配置 取付管巡視工					R0369 00
	3	人			
直接工事費					

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費					Z0001
計算情報…… 対象額……… 率………					対象額合計… 処分費減額分
※※純工事費※※					
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率………					対象額合計…
※※工事原価※※					
一般管理費率分額 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率… 対象額合計…
※※一般管理費計※※					
※※工事価格計※※					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率………					

本工事費 内訳表

頁0 -0005

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

巡視工

V0001

單第0 -0001 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

ライトバン (1,500cc) 運転工
56kw 1,500cc

V0002

單第0 -0002 表

1

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

取付け管TVカメラ調査工

V0005

單第0 -0003 表

1

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

小型高压洗浄機（5.8kW）運転工

V0003

單第0 -0004 表

1

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

TVカメラ搭載車（2t）運転工（取付け管用）
70kw 2t

V0004

單第0 -0005 表

1

目 当り

[illegible]

施工単価表

報告書作成（取付け管TVカメラ調査）

V0007

単第0 -0006 表

頁0 -0011

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
管理技師	1	人			
管路調査技師	1	人			
管路調査助手	1	人			
DVD	1	枚			
写真代	1	式			
諸雑費	10	%			#01
1箇所当り		箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

特記仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

(1) 本仕様書は、管路施設巡視点検調査業務委託（7-2）に適用する。

目的は、ます及び取付管について主に流下機能などの管路の状態を把握するものである。

(2) 図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。

(3) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、当局と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当局の所有とする。また、調査の成果等は、当局の承諾なしに公表しないこと。

3. 法令等の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり関連する諸法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。

1) 工程表

2) 作業計画書

3) 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（2004年3月以前は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証）の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、業務が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

1) 報告書1式

2) 業務完了通知書

3) 請求書

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、業務に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可を受けること。

6. 本業務に従事する技術者

(1) 本業務に従事する技術者は、次のとおりとする。

・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証を含む。）及び雇用関係が確認できるものの写し。

(2) 契約締結後、速やかに業務従事者届を提出すること。

(3) 技術者を変更する場合は、速やかに業務従事者変更届を提出し、局の承諾を得ること。

7. 現場体制

受注者は、契約締結後、すみやかに所定の業務に従事すること。

- (1) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 高圧洗浄作業を行う場合は、産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)の資格を有する者を配置すること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

8. 下請負人の届出

受注者は、作業の一部を下請負させる場合には、着手に先立ち、下請負人名簿を提出すること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに速やかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日(祝日、休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者が申請すること。

13. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、報告書に整理し、完成図書に添付して監督員に提出すること。

- (1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス判とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

(1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を参考とし、安全対策の具体的な内容を作業計画書に明記し提出すること。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、受注者の責任において実施すること。

(4) 取付管カメラ調査工の作業にかかる交通誘導警備員配置人員は、2人/日、巡視工は1人/日を見込んでいく。

(5) 交通誘導警備員を配置するにあたって、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行なうこと。

交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、必要な人数を見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行なわない。また、業務実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行なう。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。

2. 安全教育

(1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

(1) 現場の作業環境は、常に良好な状況に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール、管きょなどに入出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、管路施設調査工と明示した標識等を設けるとともに、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当局に届け出ること。

第3章 調 査 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄、清掃すること。
- (7) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。
- (8) 汚泥が発生した場合、発注者と協議をおこなうこと。

2. 事前清掃（洗浄）工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積み込み、運搬

- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車輛を配置すること。
- 2) 運搬車輛は、事前に当局に届け出を行うこと。
- 3) 運搬車輛は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車輛とすること。
- 4) 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及び、その他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(4) 機械による清掃（洗浄）作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、ます及び取付管を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。

3. 調査工

(1) 作業計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- ①調査概要
- ②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③調査計画（調査方法、実施工程等）
- ④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、使用機器、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤その他

監督員の指示に対する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

- 1) 本業務にあたり、別紙「取付管調査記録表」の項目について行うこと。
- 2) 調査にあたっては、前項の事前清掃工により調査箇所を鮮明にし、調査の精度を高めること。
- 3) 調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- 4) 調査にあたっては、浸入水発生原因となる管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間（全箇所）撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

- 5) 管種及び異常箇所の位置表示は、上流側の取付ます管口からの距離とする。
- 6) 管内に異常が発見された場合は、ただちに監督員に報告すること。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

(5) 目視による調査

取付ますの調査は蓋及び内部の状態と設置場所について、簡易的な目視により行うものとする。

(6) 異常時の処置

取付管の破損や詰まりなどの流下能力不良により調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

4. 報告書

(1) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- ①報告書
- ②写真帳
- ③DVD
- ④その他監督員の指示するもの

第4章 そ の 他

1. そ の 他

(1) 作業を終了し、所定の書類が提出された後、当局検査員の検査をもって完了とする。

(2) 検査

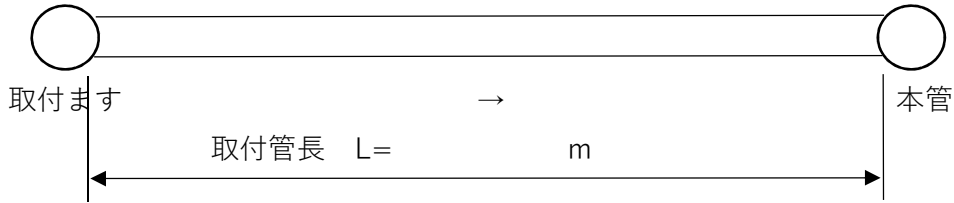
受注者は、検査のために必要な書類（週報、写真、完成図書）を、検査員の指示に従い、提出すること。

(3) その他

- 1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- 2) 設計図書に特に明示されていない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- 3) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

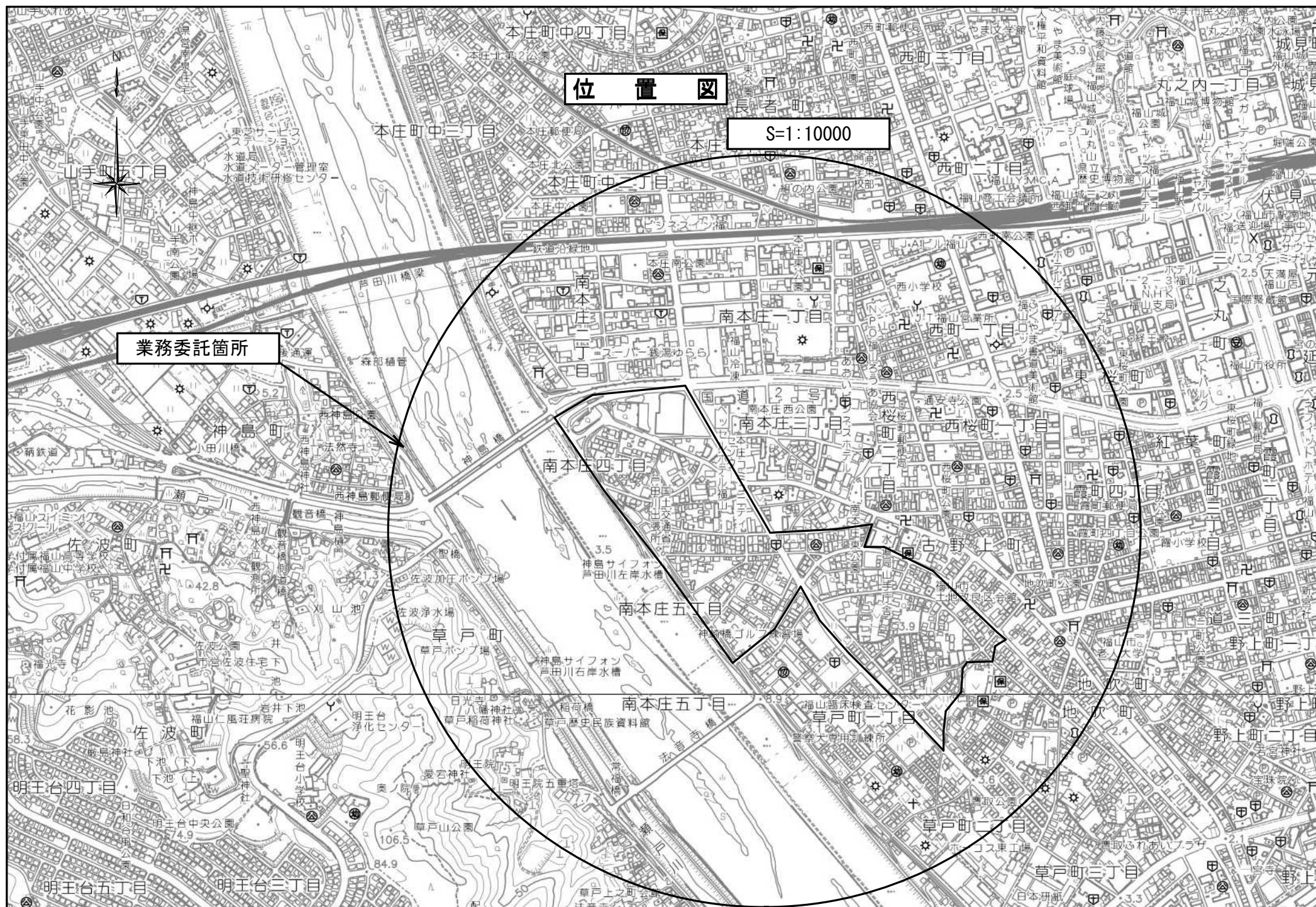
取付管調査記録表

業務名称		業者名		記録者	
調査日	西暦 年 月 日 ()	管渠番号			



※取付管が複数の管種による場合は上図に管種（陶管：TP，硬質塩化ビニル管：V U，コンクリート管：HP）を記入すること。

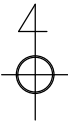
点検項目	ます	蓋	破損 摩耗 がたつき ズレ 段差 場所不明	取付桝の場所	公道・民地	
		内部	底部破損 浸入水 管口不良 樹木根 土砂 モルタル 油脂			
	取付管の布設状況		管径： 内径φ mm 管種： （ 陶管 硬質塩化ビニル管 コンクリート管） 污水管 雨水管 路面沈下 （ 有 無 ） 流下状況の異状（ 有 無 ） 管口状況の異状（ 有 無 ） その他（ 例）破損 樹木根 油脂など）			
	備考					



福山市上下水道局			
2025年度 下水道事業			
業務名称	管路施設巡視点検調査業務委託（7-2）		
業務場所	福山市南本庄四丁目外4か町地内		
図面番号	1/1	縮尺	S=1:2500
点検業務委託平面図			

設計年月 2025年9月

巡視点検平面図



巡視工 L=8.4km 取付管カメラ調査工 N=792箇所